



2020年9月23日

各 位

会 社 名 東洋シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 敏夫
(コード番号 5936 東証 第1部)
問合せ先 上席執行役員経営企画統括部長
野中 真也
(TEL 06-4705-2125)

公正取引委員会審決に対する審決取消訴訟の提起について

当社は、2010年6月9日、公正取引委員会（以下、「同委員会」）から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当社はこれを不服として、審判手続きを経てまいりましたが、2020年9月3日に公表いたしました「公正取引委員会による審決についてのお知らせ」にてご案内したとおり、同年8月31日に、同委員会から課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決（以下「本審決」）を受けました。

当社は本審決の内容を慎重に精査し、検討しました結果、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令のうち、重量シャッター等各種シャッターの販売価格引上げに関する排除措置命令及び課徴金納付命令（全国カルテル）について、当社の審判請求を棄却した本審決を不服として、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起し、司法判断を仰ぐことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、近畿地区における物件の受注調整に関する排除措置命令及び課徴金納付命令（近畿地区受注調整）につきましては、本審決の内容に当社見解との相違があるものの、今までの審判手続の経緯等から総合的に判断しました結果、審決取消訴訟は提起しないことを決定いたしましたので、合わせてお知らせいたします。

なお、本件に関わる課徴金につきましては、2011年3月期決算におきまして特別損失として計上しております。また、現時点において、本件が当社の決算及び財務状況に大きな影響を与える見込みはないものと判断しております。

当社は、今後とも社会的責任を果たすべき企業として、お客様、株主ならびに関係者の皆様の信頼を維持していくため、より一層のコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上